

**小山広域保健衛生組合職員女性活躍
推進行動計画**

(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 29 年 3 月

小山広域保健衛生組合

小山広域保健衛生組合職員女性活躍推進行動計画

平成 29 年 3 月 31 日

小山広域保健衛生組合

小山広域保健衛生組合職員女性活躍推進行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、小山広域保健衛生組合（以下、「組合」という）が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制

総務課を中心として、組織全体の継続的な推進をめざし、関係各課と協議を行いながら、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を実施します。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標を達成するための取組

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、目標の達成に向けた取組を実施します。

なお、この目標及び取組は、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

(1) 組合における数値目標及び取組内容

① 採用に関するもの

目標：平成33年度までに、在籍する女性職員の総人数を、平成28年度の実績(3人)より2人引き上げ、5人以上にします。

<取組内容> 平成28年度から実施

- 小山市主催の採用説明会の開催時に、女性の登用状況や育児休業の取得状況等を説明し、女性の採用に係るPRを実施します。さらに、女性職員との意見交換の場も設定します。
- 近隣大学での採用説明会の開催時に、女性の採用についてPRを実施します。

② 女性の育成・教育訓練に関するもの

目標：平成29年度より、女性職員を対象とした講習会や外部研修への派遣を行います。

<取組内容> 平成29年度から実施

- 女性職員を対象としたキャリアアップ等に関する研修を実施します。
- 育児休業期間中に受講できなかった研修について、復職後、早期の受講を可能とするために、個々の職員の執務状況に配慮した研修参加を支援します。
- 「小山市女性職員開運塾」など女性交流会を実施します。

③ 仕事と家庭の両立に関するもの

目標：平成29年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて管理職員を対象とした意識改革や職場マネジメントに関する研修に参加します。

<取組内容> 平成29年度から実施

- 管理監督職の職員と男性職員が、制度を理解し、積極的に制度を活用できるようにするための研修会に参加します。
- 管理監督職の職員と男性職員に対して、制度の周知を徹底します。